

府政経シ 549 号
令和 7 年 12 月 25 日

各省庁等 PFI 担当局長 殿
各都道府県 PFI 担当部長 殿
各都道府県市区町村担当部長 殿
各指定都市 PFI 担当部長 殿

内閣府政策統括官（経済社会システム担当）
(公 印 省 略)

PPP／PFI 事業における物価変動の影響への対応について

平素より PPP／PFI の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。物価変動の影響への対応に関しましては、これまでも、「PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン」及び「契約に関するガイドライン－PFI 事業契約における留意事項について－」（いずれも民間資金等活用事業推進会議決定）を改正したほか、「PPP/PFI 事業における物価変動の影響への対応について」（令和 6 年 1 月 19 日府政経シ第 24 号）、「PFI 事業における民間事業者の創意工夫の最大化と適正利益が確保される環境構築の推進について」（令和 6 年 7 月 3 日事務連絡）及び「PPP／PFI 事業における物価上昇の影響への対応について」（令和 7 年 3 月 31 日府政経シ 206 号）を通じて、適切に御対応をいただくよう、周知してまいりました。

今般、「「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」（令和 7 年 11 月 21 日閣議決定）において、官公需における物価上昇等を踏まえた単価の見直しや値上がりに対応する予算の確保、公共事業等における労務費確保の必要性や近年の資材価格の高騰の影響等を考慮した適切な価格転嫁等が盛り込まれ、政府全体として、物価上昇を踏まえた官公需の価格転嫁を徹底することが示されたところです。

この趣旨を踏まえ、PPP／PFI 事業においても、新たに契約する際に、予定価格の算出時点を後ろ倒しするなど、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を予定価格に適正に反映させるとともに、契約締結後においても、契約金額にも適正に反映させるため、サービス対価改定の基準時点を前倒しすること、契約締結後に受注者から協議の申出があった場合には誠実に協議に応じること等により、実勢に応じた必要な契約変更を実施するなど、適切な対応を図るよう、改めてお願ひいたします。

都道府県市区町村担当部長においては、貴管下の市区町村（指定都市を除く。）に対しても本通知について周知いただくようお願ひいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

以上

物価変動に応じた各種ガイドライン等の改正

- PFI事業における物価変動への適切な対応方針を示すため、PFIに関するガイドライン等を改正（令和6年6月3日、令和7年6月4日改正）

- PFI推進委員会（有識者会議）での審議を経て、PFI推進会議（閣僚会議）で決定

改正前のガイドライン

物価指数

- 契約金額改定の基準となる物価指數を例示

 - ・企業向けサービス価格指數
 - ・実質賃金指數

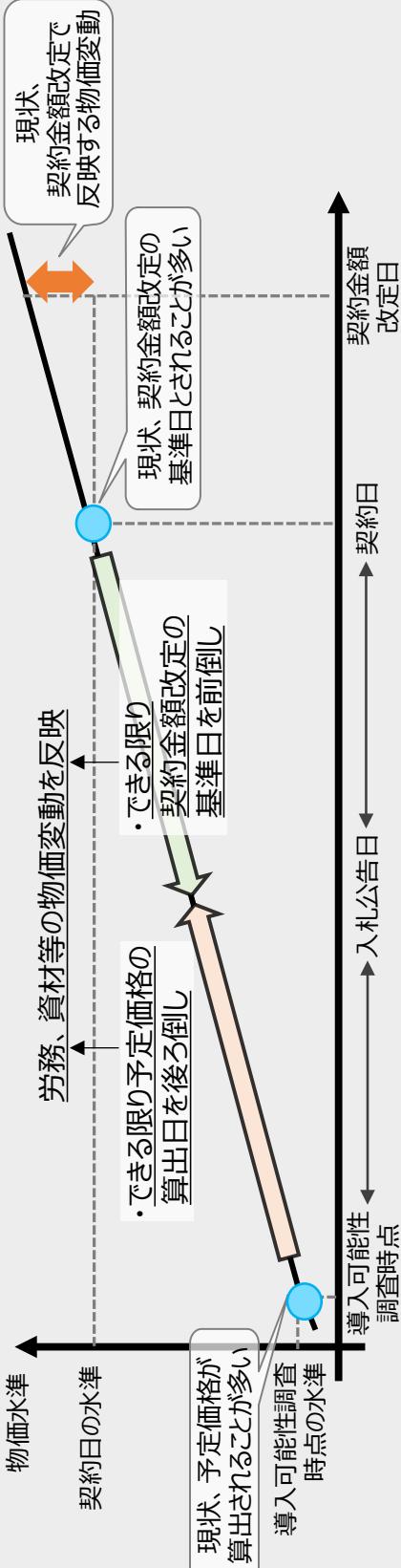
名目賃金上昇より物価上昇が
大きい場合に減少

改正後のガイドライン

- 物価指數の例示は削除した上で、以下を明記
 - ・市場価格への感応度が高く、
対象業務・費目と連動した指數を採用すべき
 - ・民間事業者との協議で決定すべき

改正後のガイドライン

予定価格・対価改定



ガイドラインの一部改正等の概要

新規契約 予定価格の適切 な設定	○管理者等は、予定価格に市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させることが必要であること 【プロセスガイドライン】 ○できる限り予定価格の算出時点の後ろ倒し及びサービス対価改定の基準時点の前倒しを行い、両時点を近づけるといった対応により、労務、資材等の物価変動を適切にサービス対価に反映させる必要があること	○管理等は、事業者が実際に用いる財・サービスの市場価格が的確に反映されること 【R6.7事務連絡】 ○市場価格等は、事業者が実際に用いる財・サービスの市場価格が的確に反映されること ○具体的には以下が望ましいこと ・市場価格に対する感応度が高い物価指數を採用すること ・対象業務ごと、対象費用項目ごと、対象地域ごとに運動した物価指數を採用すること ・あらかじめ入札説明書等に物価指數の案を明示した上で、事業者との協議により決定すること ○採用する物価指數について、適当な物価指數の選択が難しい場合にも丁寧な検討を行うことが望ましいこと
		○採用する物価指數は、入札説明書等に限らずできる限り早く明示することが望ましいこと 【R6.7事務連絡】 ○サービス対価改定の基準時点を契約締結日よりも前の入札公告日等とすることが考えられること ○サービス対価改定の基準時点を契約締結日よりも前の入札公告日等とすることにより、物価変動をより的確に反映し事業者の負担する物価変動リスクを減じることができると考えられること 【契約ガイドライン】 ○サービス対価改定の基準時点については、入札公告日に限らず、債務負担行為設定日、入札日その他特定の時点又は期間とすることも差し支えないこと 【R6.7事務連絡】 ○サービス対価の改定の基準時点は、実施方針等において明示することが望ましいこと 【プロセスガイドライン】【契約ガイドライン】

※プロセスガイドライン：「PFI事業実施方針に関するガイドライン」
契約ガイドライン：「契約に関するガイドライン - PFI事業契約における留意事項についてー」
R6.7事務連絡：「PFI事業における民間事業者の創意工夫の最大化と適正利益が確保される環境構築の推進について」
R7.3通知：「PPP/PFI事業における物価上昇の影響への対応について（通知）」

ガイドラインの一部改正等の概要

既存契約	契約締結後の 契約変更	<ul style="list-style-type: none">○管理者等は、サービス対価改定に適切に対応する必要があること○管理者等は、事業者から契約変更の協議の申出があった場合には適切に協議に応じること等により、状況に応じた必要な契約変更を実施するなど、適切な対応を図ることが必要であること○契約変更について、管理者等に不利となるものは認められないとの考え方もあるが、事業における当初の官民のリスク分担、物価変動の影響等を踏まえた上で、契約変更をして当該事業の実施を継続する方が新たに事業者選定を行うよりも管理者等にとって有利と考えられる場合には、契約変更が認められると考えられること
		<p>【契約ガイドライン】</p> <ul style="list-style-type: none">○契約変更が管理者等にとって有利かどうかを判断する際には、契約変更を実施する場合において見込まれる、サービス対価の増加、契約変更の手間及び契約変更を実施しない場合において見込まれる、工期の遅延又はサービス水準の低下のおそれ・新たな民間事業者の選定が必要となった場合におけるサービス対価の増加、選定の手間を勘案して総合的に判断すること

※プロセスガイドライン：「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」
契約ガイドライン：「契約に関するガイドライン－PFI事業契約における留意事項について－」
R6.7事務連絡：「PFI事業における民間事業者の創意工夫の最大化と適正利益が確保される環境構築の推進について」
R7.3通知：「PPP/PFI事業における物価上昇の影響への対応について（通知）」

「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～
(令和7年11月21日閣議決定) (抜粋)

第2章 「強い日本経済実現」に向けた具体的施策

第1節 生活の安全保障・物価高への対応

1. 足元の物価高への対応

(3) 物価上昇を踏まえた官公需の価格転嫁の徹底

国又は地方公共団体から民間への請負契約等の官公需においても、物価上昇等を踏まえた単価の見直しを行う。国又は地方公共団体は、単価、発注における予定価格等が、最低賃金の上昇やエネルギー代金の値上がりに対応できるよう、必要となる予算を確保するとともに、「重点支援地方交付金」を活用し、地方公共団体の公共調達における労務費を含めた価格転嫁の円滑化にも対応する。また、公共事業等については、労務費確保の必要性や近年の資材価格の高騰の影響等を考慮しながら適切な価格転嫁を図りつつ、必要な事業量を確保し、社会資本整備を着実に進める。

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律⁴に基づき閣議決定されている「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の中で実施が明記されている「物価上昇に伴うスライド対応」、「期中改定」⁵等の徹底を進める。また、地域経済に与える影響が大きな官公需における価格転嫁を一層推進し、国と地方を含めた官で率先垂範していくため、各組織における価格交渉・転嫁等への対応状況について、中小企業の目線に立った新たな評価の在り方を2025年度中に検討する。

入札制度の適切な運用により、受注企業の労務費、原材料費等のコスト増加分が価格転嫁され、賃上げ原資の確保につながることが必要であり、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度について、それぞれの基準を見直すことを含め、各制度の趣旨に則った対応を徹底する。

国において、低入札価格調査制度を適切に運用するよう改めるとともに、工事以外の請負契約にもその導入を拡大する。同制度の運用を見直しても現状が改善されない場合、最低制限価格制度の導入も含めた抜本的改革も検討する。

また、地方公共団体において、工事契約以外の請負契約について、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の導入が進んでいない実態が2025年9月に公表された総務省の調査⁶でも明らかとなった。事業所管省庁において主要な業種の価格基準を2025年度中に策定するほか、先行事例の横展開などを通じて、工事関係での速やかな導入の徹底に加え、工事契約以外の請負契約にも拡大を図る。

⁴ 昭和41年法律第97号。

⁵ 期中改定とは、物件及び役務の契約の途中で、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合の条項をあらかじめ契約に入れることや、受注者から申出があった場合に迅速かつ適切に協議を行うこと等を指す。

⁶ 総務省「低入札価格調査制度及び最低制限価格制度に関する実態調査」。